

勤務医部会だより

救急当直と時間外労働時間



幹事 浅野昌彦

(公立西知多総合病院 院長)

平成29年3月の「働き方改革実行計画」の決定以来、時間外労働、36協定などの議論が盛んに行われている。長時間労働による勤務医師の過労死事件もあり、病院に対しても労基署からの指導が活発になってきたようだ。当院は平成27年に新病院として設立したことから、当初に労基署の指導を受けた。その中で医師の救急当直においては、管理当直は全く認められず、すべて時間外労働時間として算定するという厳しいものであった。

医療法第16条に「医業を行う病院の管理者は、病院に医師を当直させなければならない」と規定されている。これは、一般に管理当直といい、外来診療を行っていない時間帯に、医師等が入院患者の病状の急変に対処するため医療機関内に拘束され待機している状態をいう。このような待機時間は一般的には労働基準法上の労働時間になる。しかし、管理当直は、基発第352号に定める“医師・看護師等の宿直許可基準”を満たした上で、労基署の許可を受ければ、労働基準法上の労働時間規制が適用されない。この“医師・看護師等の宿直許可基準”には、「夜間に従事する業務は、一般宿直業務以外に、病院の定時巡回、異常事態の報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温等、特殊の措置を必要としない軽度の、又は短時間の業務に限ること。(応急患者の診療または入院、患者の死亡、出産等があり、昼間と同様の労働に従事することが常態であるようなものは許可しない)」と規定されている。この基準で判断すると、救急当直では応急患者の診療業務を行っているため、管理当直とは認められず、待機時間を含めすべて時間外労働時間として算定することという判断であった。これを受けて、当院では医師の救急当直は時間外労働時間として算定する仕組みを作り、相応の当直手当を支給することになった。

医師は、診療業務の時間外延長、夜間休日の呼び

出しなど応招義務を果たすため時間外労働を行わざるを得ない状況に置かれている。これに加え、救急当直を時間外として加えると、時間外労働時間は36協定の月45時間を超える医師が多くなる。現状では特例条項が設けられ、医師の時間外労働時間の上限値を上げられるため違法ではないが、医師の働き方改革でより厳しい労基法が制定され罰則付き時間外労働規制が適用されると、医師の時間外勤務を制限せざるを得なくなる。医師の増員による解決が困難な現状では、救急診療等を縮小することになり、医療提供体制は維持できなくなり、住民への医療サービスの低下を招くことになる。医師に対する時間外労働の上限規制が地域医療の崩壊を招くことにならないように十分に検討していく必要がある。

医師には診療で過重な負荷が掛かっており、さらに長時間労働により健康被害が発生することは防止していかねばならない。当院の平成29年11月の医師の時間外勤務は、45超～80時間が15名(19.5%)、80時間超が8名(10.3%)であった。職員には年に2回の健康診断と1回のメンタルヘルスチェックを行っているが、80時間を超える時間外勤務者には、毎月、病院産業医の面談を行い、健康状態を把握し指導している。また、医師の長時間労働を是正していくために、診療科での勤務体制の見直しや他の診療科の応援など医局での対策、医師の増員を図る努力を行っている。医師の長時間労働は医師不足が根本的な問題であり、地域医療構想により病院機能が明確になる中で、地域の特性と病院機能に応じた適正な医師数が病院に配置できるようになることを期待したい。